

平成 18 年 4 月 28 日

各 位

エス テー 化学 株式会社  
東京都新宿区下落合 1 - 4 - 10  
(コード番号 4 9 5 1 東証第一部)  
代表者 代表執行役社長 鈴木 喬  
問合せ先 財務グループ  
マネージャー 郷原 和哉  
TEL 03(5906)0731

## (訂正) 定款の一部変更に関するお知らせの訂正について

平成18年4月27日に発表いたしました、「定款の一部変更に関するお知らせ」の内容に一部誤りがありましたので、お詫びして下記のとおり訂正いたします。

記

### 1. 訂正の内容

- (1) 表紙文の日付の記載誤り
  - (誤) 平成17年4月27日
  - (正) 平成18年4月27日
  
- (2) 別紙定款変更案の章数の誤り
  - (誤) 第8章 雑則
  - (正) 第9章 雑則

以 上



| 現 行 定 款  | 変 更 案   |
|--|---|
| <p style="text-align: center;">( 新 設 )</p> <p>【株式取扱規程】</p> <p>第9条 当社の株券の種類ならびに株式の名義書換、実質株主名簿への記載または記録、株券喪失登録、質権の登録、信託財産の表示またはこれらの抹消、株券の再発行、单元未満株式の買取り、その他株式に関する取扱いおよび手数料は、取締役会で定める株式取扱規程による。</p> <p>【名義書換代理人】</p> <p>第10条 当社は、株式の名義書換、実質株主名簿への記載または記録および单元未満株式の買取り、株券喪失登録に係る手続、その他株式に関する事務を取扱わせるため、名義書換代理人を置く。名義書換代理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議により選定する。</p> <p>2. 当社の株主名簿、実質株主名簿および株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置く。</p> | <p>【单元未満株式についての権利】</p> <p>第9条 当社の株主（実質株主を含む。以下同じ。）は、その有する单元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利</li> <li>2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</li> <li>3. 株主の有する株式数に応じて募集株式および募集新株予約権の割当を受ける権利</li> </ol> <p>【株式取扱規程】</p> <p>第10条 当社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</p> <p>【株主名簿管理人】</p> <p>第11条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。</li> <li>3. 当社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）、新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成並びに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。</li> </ol> |

| 現 行 定 款   | 変 更 案  |
|---|--|
| <p><b>【基準日】</b></p> <p>第11条 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿および実質株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主（実質株主を含む。以下同じ）をもって、その決算期に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</p> <p>2. 前項その他定款に定めがある場合を除き、必要がある場合は、取締役会の決議に基づき、あらかじめ公告して、臨時に基準日を定めることができる。</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p><b>【招集】</b></p> <p>第12条 （条文省略）</p> <p style="text-align: center;">（新 設）</p> <p style="text-align: center;">（第11条から移設）</p> <p><b>【招集者および議長】</b></p> <p>第13条 （条文省略）</p> <p style="text-align: center;">（新 設）</p> | <p style="text-align: center;">（第13条へ移動）</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p><b>【招集】</b></p> <p>第12条 （現行どおり）</p> <p><b>【招集地】</b></p> <p>第13条 当社の株主総会は、本店所在地またはその隣接地において招集する。</p> <p><b>【定時株主総会の基準日】</b></p> <p>第14条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。</p> <p>2. 前項に定めるほか、必要があるときは、取締役会の決議によってあらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。</p> <p><b>【招集者および議長】</b></p> <p>第15条 （現行どおり）</p> <p><b>【株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供】</b></p> <p>第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従い、インターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> |

| 現 行 定 款   | 変 更 案   |
|---|---|
| <p>【決議の方法】</p> <p>第14条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>2. 商法第343条に定める特別決議は、<u>総株主</u>の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</p> <p>【議決権の代理行使】</p> <p>第15条 株主は、<u>代理人をもってその議決権を行使することができる。ただし、代理人は、当会社の議決権がある他の株主に限る。</u></p> <p>2. 株主または代理人は、代理権を証する書面を株主総会ごとに、当会社に提出しなければならない。</p> <p>【議事録】</p> <p>第16条 <u>株主総会の議事は、その経過の要領および結果を議事録に記載または記録し、議長ならびに出席した取締役および執行役が、これに記名押印または電子署名を行う。</u></p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会</p> <p>第17条<br/>（条文省略）</p> <p>第18条</p> <p>2. 取締役の選任決議は、<u>総株主</u>の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>3. （条文省略）</p> <p>【任期】</p> <p>第19条 取締役の任期は、<u>就任後1年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>2. <u>他の取締役の在任期間中新たに就任した取締役の任期は、他の現任取締役の残任期間と同一とする。</u></p> | <p>【決議の方法】</p> <p>第17条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した<u>議決権を行使することができる株主</u>の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>2. <u>会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主</u>の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</p> <p>【議決権の代理行使】</p> <p>第18条 株主は、<u>当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。</u></p> <p>2. 株主または代理人は、代理権を<u>証明</u>する書面を株主総会ごとに、当会社に提出しなければならない。</p> <p style="text-align: center;">（削 除）</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会</p> <p>第19条<br/>（現行どおり）</p> <p>第20条</p> <p>2. 取締役の選任決議は、<u>議決権を行使することができる株主</u>の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p style="text-align: center;">（現行どおり）</p> <p>【任期】</p> <p>第21条 取締役の任期は、<u>選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p style="text-align: center;">（削 除）</p> |

| 現 行 定 款  | 変 更 案  |
|--|--|
| <p>【取締役会】</p> <p>第20条 (新 設)<br/> <u>取締役会は、法令または定款に定める事項のほか、経営の基本方針および重要な事項を決定し、取締役および執行役の職務の執行を監督する。</u></p> <p>【取締役会議長】</p> <p>第21条 (条文省略)</p> <p>【取締役会の招集】</p> <p>第22条 (条文省略)<br/> 2. (条文省略)<br/> (新 設)<br/> 3. (条文省略)</p> <p>【取締役会の決議】</p> <p>第23条 (条文省略)<br/> (新 設)</p> <p>【取締役会の議事録】</p> <p>第24条 <u>取締役会の議事は、その経過の要領および結果を議事録に記載または記録し、議長ならびに出席した取締役がこれに記名押印または電子署名を行う。</u></p> <p>【取締役会規程】</p> <p>第25条 (条文省略)</p> <p>【報酬】</p> <p>第26条 取締役の報酬は、報酬委員会でこれを定める。</p> <p>【取締役の責任免除】</p> <p>第27条 当社は、取締役会の決議をもって、<u>商法特例法第21条の17第1項の行為に関する取締役(取締役であった者を含む。)</u>の責任を法令の限度において免除することができる。</p> | <p>【取締役会】</p> <p>第22条 <u>当社は、取締役会を置く。</u><br/> 2. (現行どおり)</p> <p>【取締役会議長】</p> <p>第23条 (現行どおり)</p> <p>【取締役会の招集】</p> <p>第24条 (現行どおり)<br/> (現行どおり)<br/> 3. <u>執行役は前2項の定めに関わらず、法令に従い取締役会の招集を請求し、または招集することができる。</u><br/> 4. (現行どおり)</p> <p>【取締役会の決議】</p> <p>第25条 (現行どおり)</p> <p>【取締役会の決議の省略】</p> <p>第26条 <u>当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議の目的である事項につき、取締役会の決議があったものとみなす。</u><br/> (削 除)</p> <p>【取締役会規程】</p> <p>第27条 (現行どおり)</p> <p>【報酬等】</p> <p>第28条 <u>取締役の報酬、賞与其他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)</u>は、報酬委員会でこれを定める。</p> <p>【取締役の責任免除】</p> <p>第29条 当社は、<u>会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項の行為に関する取締役(取締役であった者を含む。)</u>の責任を法令の限度において免除することができる。</p> |

| 現 行 定 款   | 変 更 案  |
|---|--|
| <p>【社外取締役との間の責任限定契約】</p> <p>第28条 当社は、社外取締役との間に<u>商法特例法第21条の17第1項</u>の行為による賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金700万円以上であらかじめ定めた金額、または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</p> <p style="text-align: center;">第5章 各委員会</p> <p>【委員会の設置】</p> <p>第29条 (条文省略)</p> <p>【選任】</p> <p>第30条 各委員会を組織する取締役の選任は、取締役会の決議をもって行う。</p> <p>【権限】</p> <p>第31条 指名委員会は、株主総会に提出する取締役の選任および解任に関する議案の内容を決定する。</p> <p>2. 監査委員会は、次に掲げる事項のほか、法令に定めるものを行う。</p> <p>(1) 取締役および執行役の職務の執行の監査</p> <p>(2) 株主総会に提出する会計監査人の選任および解任ならびに会計監査人を再任しないことに関する議案の内容の決定</p> <p>3. 報酬委員会は、取締役および執行役が受ける個人別の報酬の内容の決定に関する方針ならびに個人別の報酬の内容を決定する。</p> <p>【委員会規程】</p> <p>第32条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第6章 執行役</p> <p>第33条 (条文省略)</p> <p>第34条 (条文省略)</p> <p>【執行役の任期】</p> <p>第35条 執行役の任期は、<u>就任後1年内の最終の決算期に関する定時株主総会が終結した後、最初に開催される取締役会の終結の時までとする。</u></p> <p>2. <u>他の執行役の在任期間中新たに就任した執行役の任期は、他の現任執行役の残任期間と同一とする。</u></p> | <p>【社外取締役との間の責任限定契約】</p> <p>第30条 当社は、<u>会社法427条第1項の規定により、社外取締役との間に同法第423条第1項の行為による賠償責任を限定する契約を締結することができる。</u>ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金700万円以上であらかじめ定めた金額、または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</p> <p style="text-align: center;">第5章 各委員会</p> <p>【委員会の設置】</p> <p>第31条 (現行どおり)</p> <p>【選定】</p> <p>第32条 各委員会の委員は、<u>取締役の中から、取締役会の決議をもって選定する。</u></p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p>【委員会規程】</p> <p>第33条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第6章 執行役</p> <p>第34条 (現行どおり)</p> <p>第35条 (現行どおり)</p> <p>【執行役の任期】</p> <p>第36条 執行役の任期は、<u>選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結後最初に招集される取締役会の終結の時までとする。</u></p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> |

| 現 行 定 款  | 変 更 案   |
|--|---|
| <p>【代表執行役】<br/> 第36条 当社は、取締役会の決議により、代表執行役を定める。</p> <p>【役付執行役】<br/> 第37条 (条文省略)</p> <p>【職務の分掌および指揮命令関係】<br/> 第38条 執行役の職務の分掌および指揮命令関係は、取締役会の決議により定める。</p> <p>【報酬】<br/> 第39条 執行役の報酬は、報酬委員会でこれを定める。<br/> (新 設)</p> <p>【執行役に関する事項】<br/> 第40条 (条文省略)</p> <p>【執行役の責任免除】<br/> 第41条 当社は、取締役会の決議をもって、<u>商法特例法第21条の17第1項の行為に関する執行役(執行役であった者を含む。)</u>の責任を法令の限度において免除することができる。<br/> (新 設)</p> | <p>【代表執行役】<br/> 第37条 当社は、取締役会の決議により、<u>執行役の中から代表執行役を選定する。</u></p> <p>【役付執行役】<br/> 第38条 (現行どおり)</p> <p>【職務の分掌および指揮命令関係】<br/> 第39条 当社は、取締役会の決議により、<u>執行役の職務の分掌および指揮命令関係を定める。</u></p> <p>【報酬等】<br/> 第40条 執行役の報酬等は、報酬委員会でこれを定める。<br/> 2. <u>執行役が当社の支配人その他の使用人を兼ねているときは、当該兼務に係る報酬等についても同様とする。</u></p> <p>【執行役に関する事項】<br/> 第41条 (現行どおり)</p> <p>【執行役の責任免除】<br/> 第42条 当社は、取締役会の決議をもって、<u>会社法第423条第1項の行為に関する執行役(執行役であった者を含む。)</u>の責任を法令の限度において免除することができる。</p> <p style="text-align: center;">第7章 会計監査人</p> <p>【会計監査人の設置】<br/> 第43条 当社は、<u>会計監査人を置く。</u></p> <p>【会計監査人の選任】<br/> 第44条 <u>会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。</u></p> <p>【会計監査人の任期】<br/> 第45条 <u>会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u><br/> 2. <u>会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。</u></p> <p>【会計監査人の報酬等】<br/> 第46条 <u>会計監査人の報酬等は、代表執行役が監査委員会の同意を得て定める。</u></p> |



| 現 行 定 款   | 変 更 案  |
|---|--|
| 第7章 計算  | 第8章 計算   |
| <p>【<u>営業年度</u>】</p> <p>第42条 当社の<u>営業年度</u>は、毎年4月1日から翌年3月31日までとし、その末日をもって決算を行う。</p> <p>【<u>利益配当金の支払</u>】</p> <p>第43条 <u>利益配当金は、毎年3月31日の最終の株主名簿および実質株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に対し、これを支払う。</u></p> <p>【<u>中間配当</u>】</p> <p>第44条 当社は、取締役会の決議により毎年9月30日の最終の株主名簿および実質株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に対し、<u>中間配当をすることができる。</u></p> <p>【<u>除斥期間等</u>】</p> <p>第45条 <u>利益配当金および中間配当金が支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払の義務を免れるものとする。未払の利益配当金および中間配当金に対しては利息をつけない。</u></p> <p style="text-align: center;">第8章 雑則</p> <p>【<u>委員会等設置会社移行前の取締役および監査役の責任免除</u>】</p> <p>第46条 (条文省略)</p> | <p>【<u>事業年度</u>】</p> <p>第47条 当社の<u>事業年度</u>は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。</p> <p>【<u>剰余金の配当等の決定機関</u>】</p> <p>第48条 当社は、<u>剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定め、株主総会の決議によらないものとする。</u></p> <p>【<u>剰余金の配当の基準日</u>】</p> <p>第49条 当社の<u>期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。</u></p> <p style="padding-left: 2em;">2. <u>当社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。</u></p> <p style="padding-left: 2em;">3. <u>前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当を行うことができる。</u></p> <p>【<u>除斥期間等</u>】</p> <p>第50条 <u>剰余金の配当は、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払の義務を免れるものとする。</u></p> <p style="padding-left: 2em;">2. <u>未払の配当金に対しては利息をつけない。</u></p> <p style="text-align: center;">第9章 雑則</p> <p>【<u>委員会等設置会社移行前の取締役および監査役の責任免除</u>】</p> <p>第51条 (現行どおり)</p> |